



平成19年2月2日

各 位

会社名 アルテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中 利浩  
(コード番号：9972 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 成瀬 久雄  
電話番号 03-5363-0925

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月2日開催の取締役会において、平成19年2月28日に開催を予定している第31期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の公告方法について、周知性の向上および手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）につき変更を行い、変更案第5条（公告方法）として定めるものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および（会社計算規則）（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
  - ① 定款に定めがあるとみなされた事項として、変更案第4条（機関）および変更案第9条（株券の発行）を新設し、現行定款第8条（名義書換代理人）の変更を行うものであります。（変更案第11条）
  - ② 单元未満株式の権利の範囲を明確にするため、変更案第10条（单元未満株主の権利制限）を新設するものであります。
  - ③ 株主のみなさまに対する効率的かつ多様な情報の提供を行うことができるようにするため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
  - ④ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主のみなさまへの周知を図るため、現行定款第15条（議決権の代理行使）について、変更を行うものであります。（変更案第18条）
  - ⑤ 取締役会をより機動的に運営するため、監査役の異議がない場合に取締役会の決議を書面または電磁的方法にて行うことができることについて、変更案第30条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
  - ⑥ 有能な人材の確保とその期待される役割を十分に発揮できる体制を整備するため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができることについて、変更案第43条第2項を新設するものであります。
  - ⑦ 第6章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第44条（会計監査人の選任）、第45条（会計監査人の任期）、第46条（会計監査人の報酬等）、第47条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

⑧ その他全般にわたり、会社法の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除および条数の変更等を行うものであります。

(3) その他、定款全般について整備を実施した結果、条文の削除、繰下げおよび語句の一部修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (記載省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>②前号の機械類に関する製造技術または使用および適用に関する知識の仲介、斡旋業</p> <p>③上記機械の修理および据付工事請負業</p> <p>④ ~ ⑱ (記載省略)</p> <p>2. 上記第 1 項各号に関する研究、開発、事業等の受託</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. 上記各項各号に関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②前記機械類に関する製造技術または使用および適用に関する知識の仲介、斡旋業</p> <p>③前記機械類の修理および据付工事請負業</p> <p>④ ~ ⑱ (現行どおり)</p> <p>(2) 上記第 1 号各事業に関する研究、開発ならびに事業等の受託</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 上記各号に関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(発行する株式の総数)</u></p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、40,000,000 株とする。</p> <p><u>(自己株式の買受け)</u></p> <p>第 6 条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> <p><u>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。</p> <p>② 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券は発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、実質株主名簿（以下株主名簿等という。）および株券喪失登録簿は、名義</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 9 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元株式数に満たない数の株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。</p> <p><u>(単元未満株主の権利制限)</u></p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p><u>(3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>(4) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取および諸届の受理等、株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当社が株券の種類、株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の交付及び諸届の受理等、株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項の場合のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告の上、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>(株主の住所等の届出)</u></p> <p>第11条 <u>当社の株主及び登録質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を株式取扱規程に従い届け出なければならない。</u></p> <p><u>但し、署名の慣習がある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</u></p>	<p><u>権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>外国に居住する株主、登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、当社の名義書換代理人に届け出なければならない。</u></p> <p>③ <u>届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第 12 条 <u>当社の定時株主総会は、毎決算期から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>もとづき</u>取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>予め定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は<u>毎年 2 月に招集し</u>、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>よって</u>、取締役社長が招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (記載省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を記載または記録する。</u></p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を<u>選任</u>し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役<u>及び</u>常務取締役各若干名を<u>置く</u>ことができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p>第 22 条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役<u>及び</u>その他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>予め定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議によ<u>って</u>、取締役の中から取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役<u>および</u>常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(業務執行)</p> <p>第 25 条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役<u>および</u>その他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ</u>取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、<u>賞与</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という</u>)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長)  第 24 条 (記載省略)  ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>予め定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>これに代わる</u>。</p> <p>(取締役会の招集手続)  第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。<u>但し緊急の場合はこれを短縮することができる</u>。</p> <p>(取締役会の決議)  第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その議決権の過半数をもってこれを行う</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)  第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領<u>及びその結果を記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名捺印又は電子署名する</u>。</p> <p>② (記載省略)</p> <p>(取締役会規程)  第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  第 27 条 (現行どおり)  2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により</u>、他の取締役が<u>招集し、議長となる</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第 28 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。<u>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる</u>。</p> <p>(取締役会の決議の方法)  第 29 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第 30 条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす</u>。  <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない</u>。</p> <p>(取締役会の議事録)  第 31 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領<u>およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長および出席取締役ならびに出席監査役がこれに記名捺印または電子署名する</u>。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)  第 32 条 取締役会に関する事項については、法令<u>または定款</u>に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>取締役の商法第 2 6 6 条第 1 項第 5 号の行為に関する責任について、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>社外取締役との間でその社外取締役が商法第 2 6 6 条第 1 項第 5 号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結できる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 30 条 (記載省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 33 条 監査役は、<u>互選により 1 名以上の常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 35 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 37 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 <u>34</u> 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。</p> <p><u>但し</u>、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 <u>35</u> 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 <u>36</u> 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領<u>及びその結果を記載又は記録し</u>、出席監査役がこれに記名捺印<u>又は電子署名</u>する。</p> <p>② (記載省略)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 <u>37</u> 条 (記載省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 <u>38</u> 条 監査役の<u>報酬及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 <u>39</u> 条 当社は、<u>監査役の責任について、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除</u>することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 <u>38</u> 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。</p> <p><u>ただし</u>、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 <u>39</u> 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 <u>40</u> 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領<u>およびその結果ならびにその他法令に定める事項</u>を記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印<u>または電子署名</u>する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 <u>42</u> 条 監査役の<u>報酬等</u>は、株主総会の決議によ<u>って</u>定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 <u>43</u> 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除</u>することができる。</p> <p>2 当社は<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。</p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第47条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p><u>(営業年度及び決算期)</u></p> <p><u>第40条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとし、各営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p><u>(利益配当)</u></p> <p><u>第41条 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第48条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第49条 当社は、株主総会の決議によって毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第 <u>42</u> 条 取締役会の決議により、毎年5月31日現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当金という）</u>をすることができる。</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第 <u>43</u> 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>② <u>利益配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第 <u>50</u> 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）</u>をすることができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p>第 <u>51</u> 条 <u>期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>